令和7年度

冬季休業中における児童生徒の指導について



群馬県教育委員会

重点指導事項

1 健全育成の推進

- (1) 規則正しい生活習慣の確立とあいさつの励行
- (2) 感染症予防を含めた心身の健康の保持増進
- (3) 計画的な家庭学習の励行
- (4) 健全な交友関係の構築
- (5) 部活動、個人的研究活動、読書、芸術鑑賞等への計画的な取組
- (6) 家庭内での役割分担と積極的な取組

2 安全指導の徹底

- (1) 交通事故の防止と交通マナーの育成
- (2) 家庭や地域と連携した日常生活における安全の確保
- (3) 外遊び、外出等における事故の防止
- (4) 部活動等における事故の防止

3 問題行動等の未然防止

- (1) いじめの未然防止、早期発見、早期対応
- (2) 不登校への支援
- (3) 自殺予防
- (4) 家出・誘かい等の犯罪被害防止
- (5) スマホ・インターネット端末等の問題
- (6) 深夜徘徊及び好ましくない遊技場等への出入りの防止
- (7) 飲酒、喫煙、薬物利用の防止
- (8) 万引き・暴力行為等の防止
- (9) 暴走族等への加入の防止

1 健全育成の推進

(1) 規則正しい生活習慣の確立とあいさつの励行

- ○健康的な生活習慣の定着
 - ・起床、就寝、食事、運動等一日の生活の仕方を計画し、健康的な生活を送るように指導する。
- ○あいさつの励行
 - ・ あいさつの意義を理解し、家庭や地域において積極的なあいさつの励行に取り組めるように指導する。
- ○金銭の適切な使途についての指導
 - ・お年玉等の使い方を例に、望ましい金銭感覚を身に付けられるように指導する。

(2) 感染症予防を含めた心身の健康の保持増進

- ○自己健康管理の実施
 - ・毎日の健康観察の励行や健康診断結果等をもとにした二次検診等の受診や疾病の治療等を促す。
- ○体力の向上
 - ・身近で手軽な運動を継続的に行い、体力の向上を図るよう指導する。
- ○感染症、食中毒の予防
 - ・感染症や食中毒の感染経路等を踏まえた効果的な予防方法(手洗い等)の励行を指導する。
- ○教育相談の実施
 - ・家庭訪問、個別面談等の際に、積極的な教育相談を行い、児童生徒の悩みや問題点を把握する。
- ○暖房器具等を使用する際の安全指導
 - ・器具を正しく使い、部屋の換気に気を付けるとともに、中毒や失火等に十分注意できるように指導する。

(3) 計画的な家庭学習の励行

- ○自主的な学習計画の立案
 - ・児童生徒の自主性が発揮できるよう指導するとともに、不得意な教科の学習方法や 学習計画について、個別に指導する。



・宿題や課題等の内容は、児童生徒の過重負担にならないよう配慮するとともに、 課題の意図やまとめ方について理解できるようにする。



(4) 健全な交友関係の構築

- ・児童生徒の交友関係の実態の把握に努める。
- ・児童生徒の悩みや心の揺れ動きなどを把握し、いじめのない健全な交友関係の構築に努める。

(5) 部活動、個人的研究活動、読書、芸術鑑賞等への計画的な取組

○部活動への参加

- ・心身の健康状態を適切に把握するとともに、家庭や地域での活動等に配慮し、県及び市町村の「適 正な部活動の運営に関する方針(部活動ガイドライン)」を遵守した休養日や活動時間等を適切に 設定する。
- ・活動の安全を確保し、無理のない活動計画のもと参加するように促す。

○研究活動、読書、芸術鑑賞等への取組

・自らの興味・関心に基づき、研究テーマや課題を設定し、計画的に取り組むように促す。

(6) 家庭内での役割分担と積極的な取組

○家庭内での役割分担

- ・家庭生活における体験的な活動を通して、家庭内での役割分担についての自覚を 深めるとともに、家庭への帰属意識や自己有用感を高められるようにする。
- ・家庭や地域と連携を図り、家庭内での役割分担が、日常生活や学業等に影響しないよう、家庭での状況の把握に努める。 (ヤングケアラーの早期発見・対応)



(字「ヤングケアラーの理解促進・早期発見対応に係る啓発資料」(県教育委員会 各課発行・提供資料)



今印の文字列をクリックすると関連資料につながります。

2 安全指導の徹底

(1) 交通事故の防止と交通マナーの育成

○交通法規の遵守

- ・交通法規や交通マナーについて、発達の段階に応じ、実践的な態度が育成されるよう指導する。
- ・バイク等の無免許運転を絶対にしないよう指導を徹底する。

○自転車の安全指導の徹底

- ・自転車利用に必要な交通法規、安全な乗り方、点検整備等を重点的に指導する。
- 反射材の利用促進を図る。

【指導のポイント】

- *運転中の片手運転やスマホ・イヤホン等の使用禁止(道路交通法第71条、群馬県道路交通法施行細則第25条)
- *道路交通法に則った自転車の通行及びヘルメット着用等(道路交通法第17,63条、県交通安全条例第9条)

(2) 家庭や地域と連携した日常生活における安全の確保

○安全確保の方策の確認

・自分の身を守るための方策 (「イカのおすし」等) についての指導を徹底する。また、家庭でも話 合いの機会をつくるよう依頼する。

○ナイフ等凶器になり得るものの携帯の禁止

・ナイフ等を携帯することの危険性を周知し、絶対に携帯しないよう指導を徹底する。

○地域と連携した安全確保の充実

・緊急時の避難場所について確認することや、地域との連携・協力体制のもと、外出時における安全確保の徹底を図る。

(学 「おやこでまなぼう!『イカのおすし』で毎日安全!リーフレット」(警視庁)

(3) 外遊び、外出等における事故の防止

○家庭との連携

・児童生徒の冬季休業中の計画を把握し、不測の事態や問題行動の発生に備え、学校と家庭との連絡を密にとれるようにする。

○危険な遊び等による事故防止

- ・火の取扱いには十分注意させるとともに、野火、たき火等による失火防止指導を徹底する。
- ・突風や積雪等による自然災害の危険性と事故防止についての指導を行う。

○たこ揚げ等の注意

鉄道線路や高圧送電線等の危険箇所への立ち入り禁止の指導を行う。

角

(4) 部活動等における事故の防止

○活動計画の作成

- ・活動内容や時間等の計画を作成し、健康・安全に配慮の上、教職員及び部活動指導員の指導の下で 適切に活動できるようにする。
- ・中学校の部活動においては、県及び市町村の「適正な部活動の運営に関する方針(部活動ガイドライン)」「中学校・高等学校運動部活動指導資料」等に基づき、適切な指導を行う。

○緊急時の対応

・万一の事故を考え、緊急時の連絡先・手順・職員の役割等その対応の仕方を明確にするとともにA EDの配置場所についても周知徹底する。

○威染症の予防

・感染症を予防するために、学校生活と同様に、基本的な対策を徹底した上で実施する。

-3-

3 問題行動等の未然防止

(1)いじめの防止

○いじめの未然防止、早期発見、早期対応

- ・人間関係等のトラブル等の不安を抱えたまま、冬季休業に入ることのないよう、児童生徒の状況の 把握に努め、適切な支援を行う。
- ・保護者や地域との連携を図り、児童生徒の交友関係や冬季休業中の生活の状況を把握するなどして、 いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める。
- ・生活アンケート等により、悩みを抱える児童生徒の早期発見に努める。

(2) 不登校への支援

○不登校児童生徒への支援

・欠席等が目立つ児童生徒との連絡を密にとり、必要に応じて教育相談等を実施する。

○休業明けの不登校の未然防止

・休業中の課題が仕上がっていないことを理由とした登校渋りや欠席が起こることのないよう、必要に応じた支援を行い、休業明けの学校生活にスムーズにつなげていけるようにする。



(3) 自殺予防

○「SOSの出し方に関する教育」の推進

・援助希求的態度の育成を目的に、困難な事態や強い心理的負担を受けた時の対処法を身に付ける教育を計画的に推進するとともに、SOSを受け止める体制を整備する。

○早期発見・早期対応

- ・リスクの高まった児童生徒の態度に現れる微妙なサイン(自傷行為・ほのめかし)を見逃さないよう、全教職員で情報共有するとともに、自殺を企図する兆候が見られた場合には、特定の教職員で抱え込まず、関係機関との連携を含め、組織的に対応する。
- ・学校外の相談窓口を周知し、児童生徒の相談の選択肢を広げる指導に取り組む。

【相談窓口】子ども教育・子育て相談 0270-26-9200 24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310

○保護者への見守りの依頼

- ・保護者が把握した児童生徒の悩みや変化については、積極的に学校や様々な相談窓口に相談するよう、県内の相談窓口を周知する。
- (字「SOSの出し方・受け止め方指導プラン」(県総合教育センター 令和元年度長期研修員作成)
- (字「教育相談体制充実に向けたリーフレット」(県教育委員会 各課発行・提供資料)

(4) 家出・誘かい等の犯罪被害防止

○家出及び無断外泊防止

・家庭訪問や個別面談、電話等により連絡を密にとり、家出、無断外泊等防止のための指導援助を行う。

○誘かい等の犯罪被害の未然防止

- ・PTAや関係機関との連携を図り、家庭や学校の周辺及び通学路の点検に努める。
- ・「非行防止プログラム7~犯罪被害にあわないために~」を活用するなど事前指導の徹底を図る。

☆「群馬県中学校月行防止プログラム」(県教育委員会・県警 令和2年10月改訂)

(5) スマホ・インターネット端末等の問題

○有害情報対策

・スマートフォンや携帯ゲーム機等でインターネットを利用する場合、保護者等がフィルタリング設定に努めなければならないことを周知する(県青少年健全育成条例第28条)。



○犯罪被害等の未然防止

- ・好奇心や興味本位から、SNS等のコミュニティサイトやゲームサイトの有害情報に関係しないよう指導を徹底し、性被害や誘かい等の犯罪被害の未然防止を図る。
- ・「非行防止プログラム2~ケータイ・スマホのトラブルについて考えよう~」 やセーフネット標語「おぜのかみさま」「県ネットリテラシー向上動画・体験型 web 教材」の活用など、指導の徹底を図る。
- (字 セーフネット標語「おぜのかみさま」(県警 令和4年7月改訂)
- (字「群馬県ネットリテラシー向上教材」(県教育委員会 各課発行・提供資料)

(6) 深夜徘徊及び好ましくない遊技場等への出入りの防止

○深夜徘徊の防止

・正当な理由がない場合、保護者同伴であっても、青少年が午後 10 時以降外出できないことを周知する(県青少年健全育成条例第 30・31 条)。

○好ましくない遊技場への出入りの禁止

・ゲームセンターには、保護者同伴のない 16 歳未満の少年は、午後 6 時以降入場できないことを周知する(風営適正化法第 22 条、県風営適正化法条例第 7 条第 3 項第 2 号)。

(7) 飲酒、喫煙、薬物乱用の防止

○飲酒、喫煙、薬物乱用の防止

- ・飲酒、喫煙、薬物乱用は法律で厳しく規制されていることだけでなく、その有害性や危険性につい て指導する。
- 飲酒、喫煙、薬物乱用については早期に発見し、家庭や関係機関と連携し早期対応に努める。

(8) 万引き・暴力行為等の防止

○万引き、金品の盗み(自転車盗など)、暴力行為、ゆすり・たかり、カンパ強要等の防止

- ・非行防止教室等を開催し、責任ある行動を取れるような判断力を育成する。
- ・万引きは窃盗罪であることの指導を徹底する。
- ・地元警察署(交番)やコンビニエンスストア等の店舗との連絡を密にし、情報の共有化を図る。

(9) 暴走族等への加入の防止

○暴走族や非行グループ等への加入の防止

- ・暴走族や非行グループ等への加入の防止に向け、関係機関との連携を図った指導に努める。
- ・外出、交友関係については、家庭の責任において行うよう保護者と連携を密にとる。

【 県警少年相談窓口 】 少年サポートセンター: 027-289-6610

4 その他

(1) 学校の施設・設備の安全点検と事故防止の徹底



施設・設備の点検

○学校の施設・設備の点検と補修等

・「学校安全総合点検表」に基づいて、定期的及び適時点検を行い、危険が予測されるものについて は、速やかに適切な処置を講じ、常に事故防止に配慮する。

学校開放等に伴う事故防止

○学校施設等の貸与又は、開放する場合の事故防止

・児童生徒に学校施設等を貸与又は開放により利用させるときは、施設等の安全管理に万全を期すと ともに、危険防止等について指導を徹底する。

学校施設の安全管理

○地域の行事で学校施設等を貸与又は、開放する場合の安全管理

- ・休日及び夜間に地域の行事で学校施設等を貸与又は開放する場合には、施設等の安全管理に関する 規則等の定めに基づくとともに、責任の所在を明らかにし、安全管理にも十分に配慮する。
- ・閉庁期間を設ける学校は、閉庁期間内の連絡体制を整備し、周知を徹底する。

(2) 非常災害発生時における児童生徒の安全対策及び事前指導

非常災害発生時のための安全対策

○震災、風水害、野生生物の出没(熊など)を想定した事前指導の徹底

- ・震災、大雪、風水害、野生生物の出没(熊など)等不慮の事態に対応する児童生徒の安全対策、啓 発指導を実施するとともに、家庭でも話合いの機会をつくるよう依頼する。
- ・非常災害発生に備えた校内の連絡体制、家庭や地域との緊急連絡組織等を確立する。

(3) 児童生徒の海外渡航対応

海外渡航時の感染症予防

○海外渡航前後の対応

- ・児童生徒が海外へ渡航する際には、予防接種や現地の感染症状況などを確認するよう指導する。
- ・渡航先では、朝夕に体温を記録しておき、体調不良の時には、医療機関で受診するよう指導する。
- ・帰国後は、国の定める措置に従う。

(含考)海外へ渡航される皆様へ(海外感染症情報)−群馬県ホームページ(感染症・がん疾病対策課)